

## くらし安全安心だより

### ハガキによる「架空請求」も急増しています 一利用した覚えのない請求は無視しましょう！

#### 【相談事例】

「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが、民事訴訟管理センターというところから届いた。総合消費料金が何なのかわからない。また、料金未納についても全く覚えがなかったが、訴訟取り下げ期日が差し迫っていたので記載されていた電話番号に電話をした。すると、「契約した業者に未納料金があるので、コンビニで30万円分のプリペイドカードを購入するように」と言われた。何かおかしいと思うが、本当の話なのだろうか。（65歳 女性）

#### 【アドバイス】

- ★「民事訴訟管理センター」からのハガキは、架空請求というものです。ご注意ください。
- ★消費者に、過去に利用した業者への未払いがあると思わせ、それに関して「裁判所に訴状が提出された」「給与、動産物、不動産物の差し押さえ」などと脅して不安にさせたうえで、電話をかけさせようとしているものです。
- ★消費者は確認のため電話をしてしまいがちですが、訴訟の取り下げ費用などと称して高額なお金を請求されるおそれがあります。絶対に連絡をしてはいけません。
- ★差出人は「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」とあたかも公的機関のような名前ですが、このような機関は存在しません。
- ★ハガキの内容について不明な点があったり、不安を感じたりした場合には、相手に連絡せず、また、料金を払う前にまず消費生活センターに相談しましょう。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひご相談ください。

#### 二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)